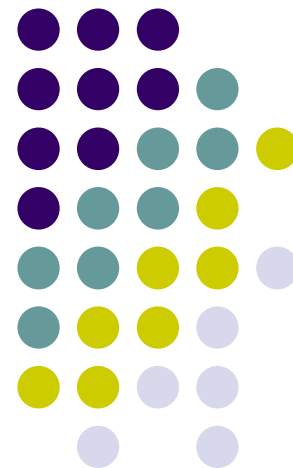


H30年度  
糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの業務

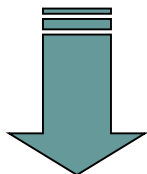


# 地域包括支援センターの目的



介護保険法第115条の46

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」



高齢者が住み慣れた地域で安心して  
過ごすことができるように、  
包括的および継続的な支援を行う  
**「地域包括ケア」**を実現すること

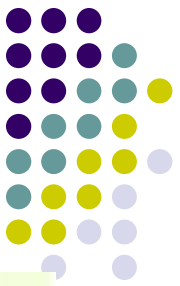
# 地域包括ケアシステムにおける 「5つの構成要素」



どんな状態になっても  
住み慣れた地域で自分  
らしい暮らしを人生の  
最後まで続けることが  
できるよう、医療・介護・  
予防・住まい・生活支援  
が一体的に提供される  
仕組みづくり



# 「自助・互助・共助・公助」からみた 地域包括ケアシステム



- 自分のことを自分でする
- 自らの健康管理(セルフケア)
- 市場サービスの購入



自助

- 当事者団体による取組
- 高齢者によるボランティア・生きがい就労



互助

- ボランティア活動
- 住民組織の活動

- ボランティア・住民組織の活動への公的支援



共助

- 介護保険に代表される社会保険制度及びサービス



公助

- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護
- 人権擁護・虐待対策

# 地域包括支援センターの事業



【地域支援事業】

必須

## 包括的支援事業

### (ア) 地域包括支援センターの運営

- 1 総合相談支援業務
- 2 権利擁護業務
- 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 4 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

指定介護予防支援事業

# 地域包括支援センターの各業務と各事業の関係性



地域包括ケアの増進

包括的支援事業

地域包括支援センターの業務  
(地域包括支援センターの運営)

権利擁護業務

介護予防ケア  
マネジメント(第1号介護  
予防支援  
事業)

包括的・継続  
的ケアマネジ  
メント支援業  
務

総合相談支援業務

在宅医療・介護  
連携推進事業

生活支援  
体制整備事業

認知症総合  
支援事業

# 1.総合相談支援業務①



## ➤ 目的

地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括支援センター業務に継続していく

## ➤ 多様性

相談者や相談機関、相談内容、相談状況は多種多様  
地域包括ケアとしての継続支援の入口  
ワンストップサービス拠点としての機能

# 1. 総合相談支援業務 ②



## ➤ 意義

制度の縦割りによる弊害、たらい回しによる弊害  
地域での継続的相談拠点の必要性

## ➤ 基本視点

自分らしい生活を継続するための自己決定への支援  
予防的アプローチと地域づくり  
権利擁護の視点に基づく支援  
チームアプローチ



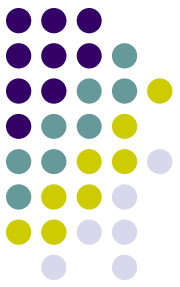


## 2. 権利擁護業務



- 包括支援センターの業務すべてが、「住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができる」という、人として当たり前の願いを支えていく意味で、権利擁護の実践
- 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を継続していくことができるように、権利侵害の予防及び対応を専門的に行うもの

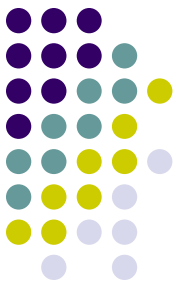
### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務 ①



多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心して、その人らしい生活を継続するために課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的および継続的に支援を行うことが必要。(地域包括ケアの実現)

その為に、地域包括支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と介護支援専門員等へのサポートを行う。

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務 ②



#### ➤ 地域包括支援センターによる介護支援専門員のケアマネジメントサポート例

- ① ケアプランおよび具体的な支援内容に対する助言
- ② 医療機関やサービス事業者、関係者、機関への連携支援
- ③ 家族支援(介護者としての家族、支援を要する家族)
- ④ サービス担当者会議の開催支援
- ⑤ 地域ケア会議の開催

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務 ③



- ▶ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築  
地域包括支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要。(法115条の46第5項)

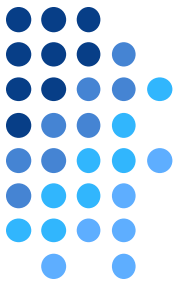


連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する必要がある。



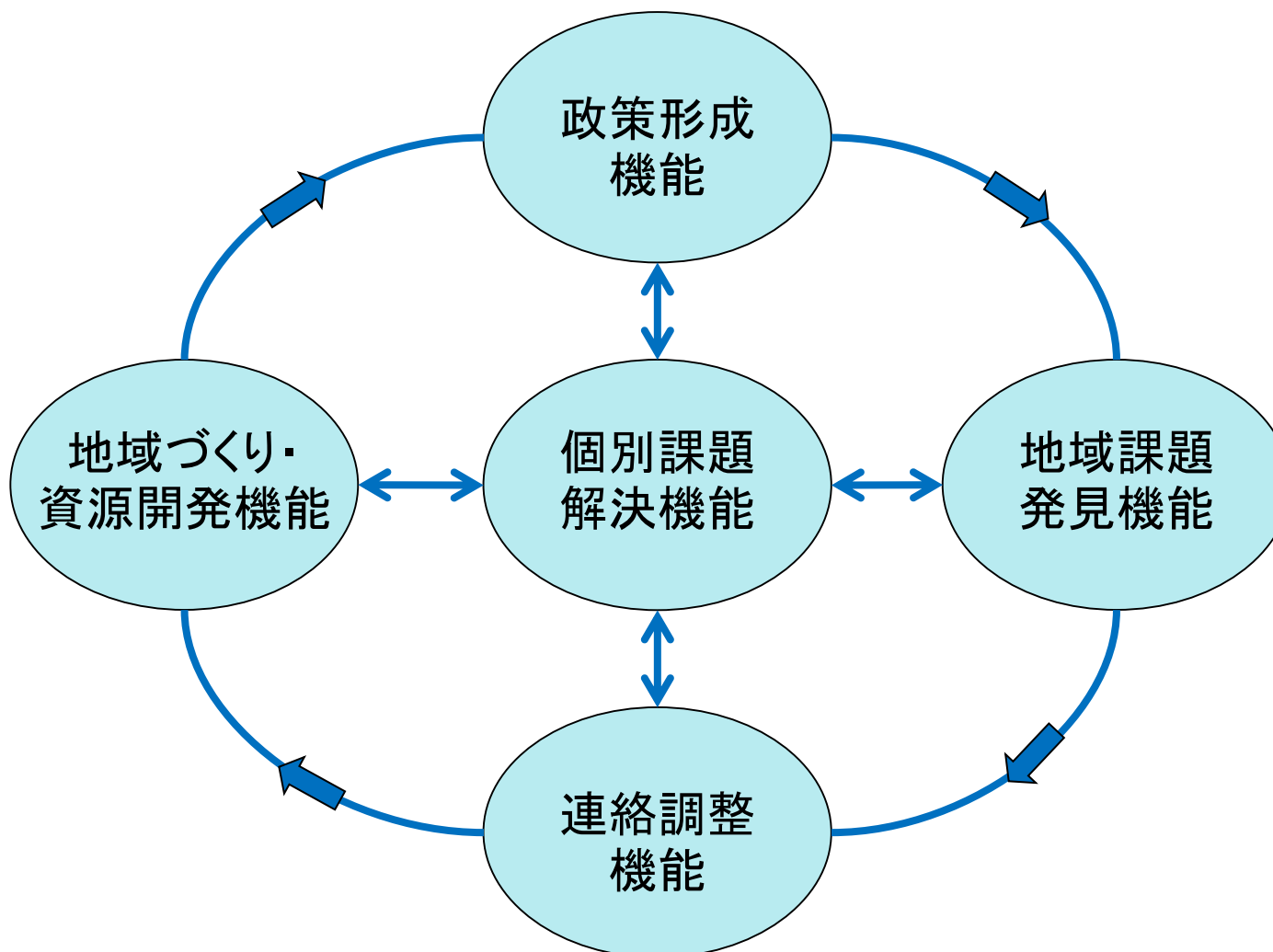
そのための一つの手法  
「地域ケア会議」

# 地域ケア会議の目的



- (ア) 個別ケースの支援内容の検討を通じた、
  - (i) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
  - (ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
  - (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
  
- (イ) 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の实情に応じて必要と認められる事項

# 地域ケア会議の主な機能



## 4.介護予防ケアマネジメント業務 ①



### ▶ 介護予防の基本的考え方

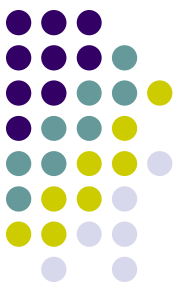
#### ● 基本的理念

できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援すること

#### ● 介護保険法第4条第1項（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする

## 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ②



- ▶ **介護予防の具体的な仕組み**
- **介護予防支援**  
被保険者の申請に基づき要支援認定をした結果、  
要支援1・2と認定された方に対する予防給付(法第52条)
- **介護予防・日常生活支援総合事業**  
地域支援事業による介護予防・日常生活総合事業における  
介護予防ケアマネジメント(法第115条の45第1項第1号二)